

広島県告示第五百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
安登東六丁目八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

呉市		市・区		
安浦町		町		
安浦町安登東六丁目				
安登		大字		
大谷		字		
一〇九二八番一	一〇九二八番二	九二八番五	地番	標柱番号
標柱四号		標柱一号及び三号		標柱一号及び五号